

税制改正について

令和 5 年度の市・県民税における主な改正点は、次のとおりです。

住宅ローン控除の特例期間の延長

住宅ローン控除の控除期間を 13 年間とする特例が延長され、令和 4 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に一定条件のもと入居した方が対象となりました。

入居年月…平成 21 年 1 月から令和元年 9 月まで → 控除期間 10 年

令和元年 10 月から令和 3 年 12 月まで → 控除期間 13 年

令和 4 年 1 月から令和 7 年 12 月まで → 控除期間 13 年（注 1）

（注 1）控除期間について、一定の省エネ基準を満たす新築住宅等に令和 4 年から令和 7 年まで入居した場合は 13 年間、その他の新築住宅に令和 4 年または令和 5 年に入居した場合は 13 年間、令和 6 年または令和 7 年に入居した場合は 10 年間となり、既存住宅については令和 4 年から令和 7 年までに入居した場合は 10 年間となります。

また、合計所得金額が 1,000 万円以下の者について面積要件を緩和し、令和 5 年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積が 40 平方メートル以上である住宅も対象とします。

住宅ローン控除の個人住民税の控除限度額の引き下げ

所得税額から控除しきれない額について、個人住民税から控除される金額の上限は、次のように引き下げられます。

所得税の課税総所得金額等の 7%（最高 136,500 円） → 5%（最高 97,500 円）

令和 4 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に入居した方が対象となります。

18 歳または 19 歳の方について市民税・県民税が課税されない（非

課税) 条件等について

民法の成年年齢の引下げに伴い、令和 5 年度から、1 月 1 日（賦課期日）時点で 18 歳または 19 歳の方は、市民税・県民税が課税されるかどうかの判定において、未成年者にあたらないこととなりました。

未成年者は前年中の合計所得金額が 135 万円以下の場合には課税されませんが、未成年者にあたらない方は、前年中の合計所得金額が 41 万 5 千円（注 2）を超える場合は課税されます。

令和 4 年度まで → 20 歳未満（令和 4 年度の場合、平成 14 年 1 月 3 日以降に生まれた方）

令和 5 年度から → 18 歳未満（令和 5 年度の場合、平成 17 年 1 月 3 日以降に生まれた方）

（注 2）扶養家族がいる場合は、市民税・県民税が課税されない前年中の合計所得金額の範囲が異なります。

令和 6 年度の市・県民税における主な改正点は、次のとおりです。

上場株式などの配当所得などに係る課税方式の選択制度の改正

個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式を所得税と一致させることとします。

また、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と一致させることとします。